【太鼓台競演審査員登録規約】

第１条（趣旨）

　「第60回記念さかいで大橋まつり」太鼓台競演かきくらべコンテストにおいて２０名程度審査員を事前に登録するものである。

第２条（登録手続）

(1) 太鼓台競演審査員の登録希望者は，本規約の全条項を理解し，同意したうえ，所定の申込用紙により申し込みを行うものとする。

(2) 登録希望者のうち，選ばれた者は，太鼓台競演の安全運営のための必要なスケジュール確認，電話等を行うことに同意するものとする。

第３条（業務の内容）

　(1)太鼓台競演審査員は「かきくらべコンテスト」において，公平な審査および採点をすること。

　(2**)審査中のカメラ撮影や飲食は認めない。**

第4条（活動の対価）

太鼓台競演審査員の活動についてはボランティアとする。

第5条（事業の一時中断および中止）

太鼓台競演審査に関し，全部または一部について実施が困難となった場合には，本事業の全部又は一部を事務局の判断で終了することができるものとする。

第6条（権利関係）

太鼓台競演審査員の権利等については次の通りとする。

(1)太鼓台競演審査員が審査した採点用紙について，全て太鼓台運営委員会に帰属するものとする。

(2)事前に申し込みのあった登録者以外に審査員の権利を譲渡することは一切認めない。

第7条（登録の解除）

登録されたものが，以下の各号のいずれかに該当する場合，事務局は登録を解除することができる。

・太鼓台競演の運営を妨害した場合

・太鼓台競演の名誉を著しく毀損した場合

・本規約のいずれかの条項に違反した場合

・その他，事務局が太鼓台競演審査員として不適当と判断した場合